

子保発 0214 第 1 号
令和 2 年 2 月 14 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（公 印 省 略）

保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の
保育士配置の考え方について（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年度より施行された子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 66 号）において、その施行後 5 年を目途として検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされています。

これを受け、子ども・子育て会議において検討を重ねた結果、令和元年 12 月 20 日に「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について」（以下「対応方針」という。）が取りまとめられました。

対応方針においては、『保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、「市町村や保護者から連絡があった場合に備えて確実な連絡手段や体制が確保されていること」など連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化すべきである。』とされたところです。これを踏まえ、保育所等における利用乳幼児が以内時間帯の保育士配置について、下記のとおり考え方を取りまとめましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏なきようご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 現行の保育士配置に係る規定

保育所等における保育士等の職員配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）において、事

業類型ごとに利用乳幼児に応じた保育士の配置を求めているところ。その規定内容は別表のとおり。

2. 利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置について

現行の規定においては、設備運営基準第33条第2項ただし書等、保育所等における保育士の配置を担保するための規定を設けているところ。当該規定の趣旨は、設備運営基準第33条第2項に基づき算出される配置すべき職員数にかかわらず、利用乳幼児に対して保育を提供するために必要な保育士の配置を確保するものであり、施設が開所する全ての時間帯において保育士を配置することを求めるものではない。

保育所等において、開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととする~~こと~~も差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも保育所等の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。

なお、保育所等においては、保育の必要性認定により市町村が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、上記の取扱いを実施するに当たっては、当該取扱いの実施により、各保護者の希望に基づく保育所等の利用が阻害されることがないように、十分に配慮する必要があることに留意すること。

(別表)

施設類型	現行の規定
保育所	<p>第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、<u>保育所一につき二人を下ることはできない。</u></p>
小規模A型	<p>第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p>

	<p>2 <u>保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</u></p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>	
小規模B型	<p>第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</u></p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>	
事業所内保育事業	利用定員20人以上	<p>第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</u></p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法</p>

	<p>第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>
<p>利用定員 19 人 以 下</p>	<p>第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</u></p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>